

海老名市地域公共交通実証運行業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、海老名市（以下「甲」という。）が実施する海老名市地域公共交通実証運行業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

2 業務目的

本業務は、海老名市地域公共交通計画に位置付けられる地域公共交通（コミュニティバス、高齢者等の移動支援等）が、将来にわたって安定的かつ持続的に運行するため、地域の課題や実情等を踏まえた適切な運行内容に基づく地域公共交通の課題整理を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

4 履行場所

海老名市内（主に市域北西部及び海老名駅周辺を中心とする。）

5 関係法令等

本業務は、下記の法令等（以下「法」という。）に基づき、実施する。

- ① 道路運送法（昭和26年法律第183号）
- ② 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）
- ③ 海老名市関係法規
- ④ その他関係法令等

6 実施体制

受託者（以下「乙」という。）は、業務の適正な実施を図るため、以下の一般旅客自動車運送事業の許可を有するものとし、かつ、業務の円滑な進捗を図るため、業務主任者と運行主任者を配置するものとする。

(1) 一般旅客自動車運送事業の種別

道路運送法に規定される一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている者で、現に市内を運行する事業者であること。なお、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を得ている者は、本事業が本格運行に移行する場合においては、一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ること。

(2) 業務主任者及び運行主任者

業務主任者及び運行主任者は、乙が有する一般旅客自動車運送事業の種別に基づく運行管理者の資格を有するものとする。なお、業務主任者及び運行主任者は兼務することができないものとする。

7 関係機関への諸手続き

本業務の遂行にあたり、必要となる諸手続きについては、甲乙協議のうえ行う。

ただし、法に定める事業認可等の手続き（地域公共交通会議における協議に係る手続き等は除く）については、乙の責務により行うものとする。

8 疑義

本仕様書に定めるもののほか、本業務に関し疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、甲と乙の間で協議し、その決定に従うものとする。

9 環境配慮

本業務は、海老名環境マネジメントシステム契約事務配慮マニュアルに基づき、環境負荷の低減に積極的に努めるものとする。

10 委託料の支払い

甲は、委託料について、運行実績に応じ、当月分を翌月末日までに乙へ支払うこととする。

11 立ち入り検査

甲は、本業務の範囲内において、乙の事業所等への立ち入り検査を求めることができる。

乙は、甲より検査を求められた場合、これを誠実に対応しなければならない。

12 関係書類の管理

乙は、本業務に係る帳簿等を備え、当該帳簿及び根拠書類等を事業完了後5年間保存するものとする。

13 業務内容

履行場所を中心とする地域に対して、需要測定や地域における課題整理等を目的に定時定路線運行における実証運行を行う。

また、実証運行の実績等について、利用者動向や特性（年齢、性別等）等を踏まえ、将来にわたって持続的な地域公共交通の実現に向けた検討に資するための基礎資料を作成する。

（1）運行期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間とし、毎日運行する。

（2）想定される運行地域

別図を参考に最も効率的なものを提案してください。実際に運行するルートについては、甲及び乙で協議の上、決定する。

（3）停留所

本業務における停留所については、以下のとおりとする。なお、停留所における構造物の製造又は設置に係る費用については、甲及び乙で協議のうえ、別途契約を締結するものとする。

- ① 停留所の位置については、原則、利用圏域を半径300mとして、（2）で設定される経路上に設置するものとする。ただし、地域の実情、公共施設の位置に応じ、上述の利用圏域にかかわらず、停留所を設けることは差し支えない。

なお、詳細な位置については、甲及び乙で協議の上、決定する。

- ② 停留所の設置に係る各地権者等との調整及び協議については、甲乙協議のうえ行うものとする。
- ③ 停留所における構造物（表示板又はバスポール等）は乙の責務により確保し、維持管理を図るものとする。また、その構造物が汚損滅失した際には、乙の責務により速やかに修繕等を図ること。

（4）運行時間及び運行回数

運行時間は、主に午前8時から午後8時の間を目安とし、午前9時から午後4時までの間は、6便以上運行すること。また、6便を超える運行部分については、曜

日別等に設定することを妨げない。

(5) 使用車両

本業務に使用する車両は次の要件を満たす車両とし、乙が確保するものとする。なお、乙が別の事業者等との間で賃貸借契約等を締結し、車両を確保することは妨げない。また、業務終了後の車両の取扱いについては、車両の確保方法に応じて、別途協議するものとする。

- ① 乗車定員 10～14 人（乗務員を含む）であること。
- ② ワンマン車両であること。
- ③ 車両の外部（前部、後部、左右側面）に本事業の運行であることが分かる表示があること。
- ④ 車内で運賃收受を行うことを想定した設備等があること。
- ⑤ 業務遂行に支障が生じない台数（運行車両 2 台以上かつ予備車両 1 台以上）が確保されていること。
- ⑥ その他については、法の定めに準拠すること。

(6) 運賃

本業務における運賃は、市コミュニティバスの運賃に準じた額として、市が決定するものとする。

なお、乙が利用者から収受した運賃の取扱いについては、海老名市予算決算会計規則により処理するものとし、必要に応じて協議するものとする。

(7) 交通安全対策

本業務は主に生活道路での運行となるため、乙は十分な交通安全対策を講じ、交通事故防止に努めるものとする。

(8) 事故等への対応

本業務における運行中の事故等により旅客又は第三者等に損害を与えたときは、乙は直ちに甲へ報告し、乙の責任においてこれを解決し、その損害を賠償すること。

(9) 利用者への対応

乙は、利用者が安全に安心して利用できるよう最善の配慮をするとともに、乗務員に対して適切に指導するものとする。

(10) 乗務員の休憩場所

乗務員の休憩場所は乙が確保するものとする。

(11) 利用実績の報告

乙は、本業務に係る利用実績（運行便毎の停留所別の乗降者数、利用者の特性等）を月毎にまとめ、翌月に甲へ報告するものとする。

報告に係る様式については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

(12) 天候その他緊急時における運行内容の変更

天候その他やむを得ない事由により、運行内容を変更する場合は、事前に甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。ただし、緊急時等やむを得ないと判断される範囲においては、乙の判断により変更することは差し支えないものとする。ただし、その場合においては直ちに甲へ報告するとともに、停留所の構造物（表示板等）にその旨表示するなど、利用者へ配慮するものとする。

(13) 事業計画の変更等に伴う運行の内容の変更

本業務は、実証運行のため、契約期間内に運行内容（経路、時刻、停留所、車両等）が変更となる場合がある。

また、乙は（11）に定める利用実績や日々の運行状況等を踏まえ、より適切な運行内容の検討を随時行い、甲へ提案するものとする。

運行内容を変更する際は、事前に甲乙協議のうえ、書面によりこれを決定するものとする。

(14) 実証運行の実施結果のとりまとめ

乙は、（11）に定める利用実績や、日々の運行状況等を踏まえ、将来にわたって持続的な運行に資することを目的に、実証運行の結果の分析や実現可能性を踏まえたより良い運行内容等について検討し、実施報告書としてまとめる。

実施報告書の提出期日等については、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

想定される運行地域

次の点に留意し、提案すること

- ・他の公共交通機関との競合に配慮すること。
- ・ぬくもり号の下今泉ルート
の経路、停留所（駅周辺の
公共施設など）を参考と
すること。
- ・プロットした公共施設等に
配慮したルートとすること

